

8. 啓発サイン等

8.1 啓発サイン

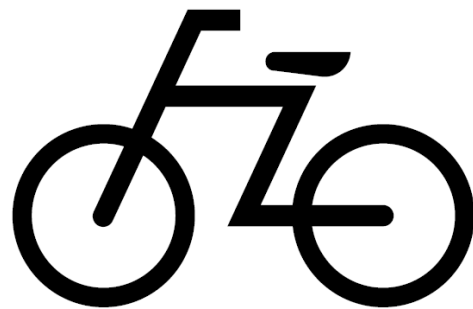
●自転車通行空間と歩行者空間との利用区分を明確にするため、啓発サインを設置するものとする。

[解説]

- ・ 啓発サイン（表示板、路面表示、看板）は、法的根拠に基づく規制標識ではなく、適正な通行区分に利用者を誘導し、また、注意喚起するものである。そのため、道路標識令の標識表示と誤解されないように、色・デザインで区別し、夜間の視認性が優れた材質を用いるものとする。なお、設置については、各区道路管理者と協議を行うものとする。
- ・ 表示板は、自転車道や自転車通行部など道路交通法の規制がかかった場所で用いることを基本とする。また、自転車誘導部においても必要に応じて設置することができる。
- ・ 啓発サインに用いる歩行者マーク及び自転車マークのデザインは、本手引きに記したデザインで統一するものとする。
- ・ 歩行者マークは、“都市サイン基本計画”で採用されたデザインとするものとする。
- ・ 自転車マークは、“JIS 規格”のデザインとするものとする。



＜歩行者マーク＞



＜自転車マーク＞

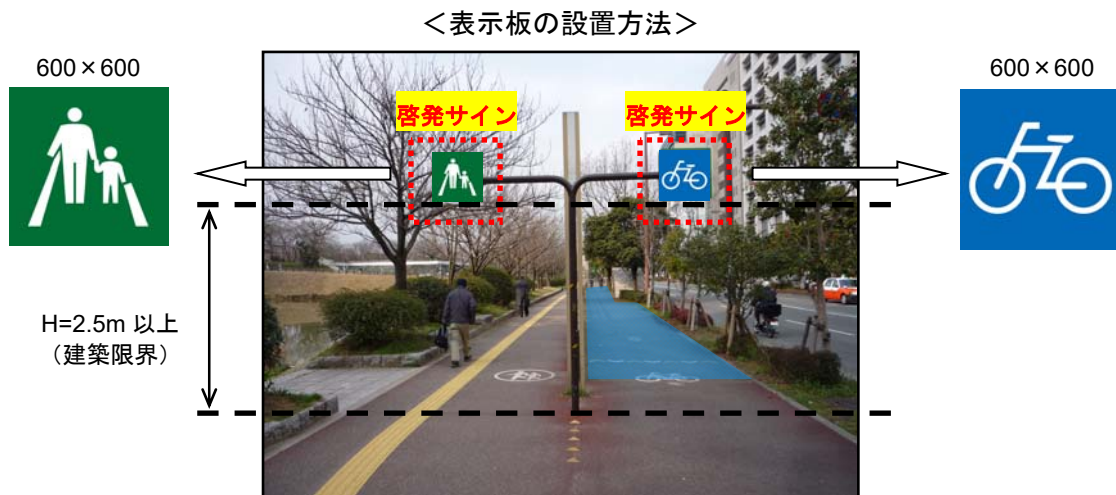
8.1.1 表示板

【設置方法】

- 表示板を設置する場合は柱を併用するものとする。啓発サインのサイズは 600×600（自転車・歩行者）を原則とし、背景色は青（自転車）と緑（歩行者）とするものとする。また、自転車および歩行者の記号は白抜きとし、建築限界高さ 2.5m 以上を確保するものとする。

【解説】

- 表示板については、原則として歩行者空間及び自転車通行空間の中心に位置するように設置するものとする。
- 公安委員会において規制標識が設置される場合は、設置方法を交通管理者と協議するものとする。



【設置箇所】

- 表示板は、自転車道や自転車通行部など、道路交通法の規制がかかった場所で用いることを基本とする。また、自転車誘導部においても必要に応じて設置することができる。
- 表示板は、原則として交差点に設置するものとする。

【解説】

- 交差点付近に設置することにより、その路線に流入する自転車利用者に対して自転車通行空間を認識させるものとする。なお、道路状況や自転車流入状況により設置箇所を増減することは可能である。
- 交差点が長い場合は、200m 程度の間隔になるように中間部にも設置するものとする。

8.1.2 路面表示

【設置方法】

- 路面表示のサイズは、車道部 900×600、歩道部 600×400 を原則とするものとする。
- 路面表示は、カラー塗装等によるものを基本とする。路面シートについては、基本的に車道部には設置しないものとし、歩道部では、必要に応じて設置を検討するものとする。
- カラー塗装等による路面表示は、原則、歩道部および車道部ともにマークを白色で設置するものとする。
- 歩道部において路面シートを採用する場合は、背景色を青（自転車）と緑（歩行者）とし、自転車および歩行者マークは白抜きとするものとする。

【解説】

- 本手引きにおける路面表示（道路管理者による設置）は、法定外の路面に描かれた表示を指しており、道路標示（公安委員会による設置）と異なるため、取り扱いには十分注意するものとする。なお、本項では、法定外表示である路面表示について言及している。
- カラー塗装等とは、貼り付けタイプのシートを加熱して道路と熔融接着する路面表示を指し、整備する場合は、すべり抑制材等を散布した表面加工を実施するものとする。
- 歩道部において路面シートを設置する場合は、車道並みのすべり抵抗値の確保に努めるもの（最低でも 40BPN 以上を確保）とし、湿潤時でも滑りにくい材質（合成ゴム系）および表面加工のものを採用するものとする。
- 道路状況や交通状況に応じて、路面表示のサイズを変更してよいものとする。
- 歩道部においては“歩行者マーク”と“自転車マーク”の併用を基本とするものとする。

【設置箇所】

- 原則として交差点にある自転車通行空間の始点に路面表示を設置するものとする。ただし、車道部においては必要に応じて設置するものとする。

【解説】

- 交差点付近に設置することにより、その路線に流入する自転車利用者に対して自転車通行空間を認識させるものとする。なお、道路状況や自転車流入状況により設置箇所を増減することは可能である。
- 交差点間が長い場合は、区間中央などに適宜路面表示を設置するものとする。
- 歩道部において路面シートを採用する場合は、本来の性能を十分に発揮させるため、雨水等が捌けやすい箇所に設置するものとする。
- 車道部においては、必要に応じてカラー塗装等による路面表示を設置するものとするが、カラー塗装等の剥離を考慮し、自動車の軌跡と重複しない箇所に設置するものとする。

<路面表示の取り扱いについて>

	法定外表示（道路管理者による設置）				道路標示 （公安委員会による設置）
	路面表示		注意喚起（p103 参照）		
	カラー塗装等	路面シート	カラー塗装等	路面シート	
車道部	○（白色）	×	△（カラー）	×	交通管理者協議
歩道部	○（白色）	△（カラー）	○（カラー）	△（カラー）	

※ ○：設置可、△：必要に応じて設置、×：基本的に設置不可

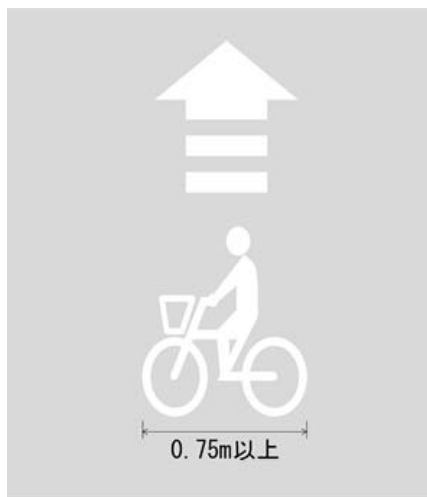
<道路標示『普通自転車歩道通行可（１１４の２）』>

- ・普通自転車が通行すべき部分として指定する歩道の区分、または、場所に設置する道路標示であるため、自転車通行部（通行指定部分）において白線（実線）と一緒に適用される。設置に関しては、交通管理者と協議の上、決定するものとする。
- ・公安委員会による設置となるため、取り扱いには十分注意すること。



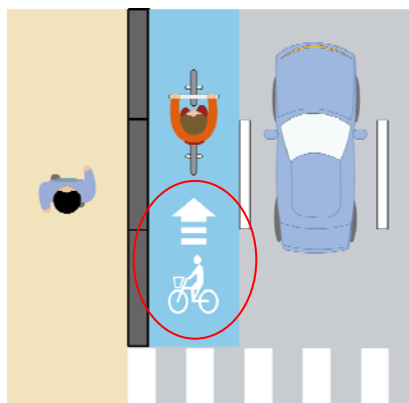
<法定外表示：自転車のピクトグラムによる路面表示>

- ・自転車道、自転車通行帯、車道内共存、及び車道混在には、法定外表示である自転車のピクトグラムを設置するものとする。

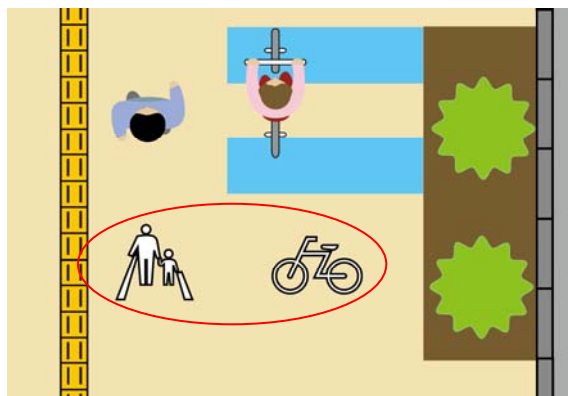


<法定外表示：カラー塗装等による路面表示>

- ・車道部は自転車ピクトグラムを白色で設置するものとする。歩道部は p97 に示すマークを白色で設置するものとする。表示サイズについては、p99 に示したサイズ内に収まる大きさを基本とするものとする。



自転車通行帯上に設置した場合

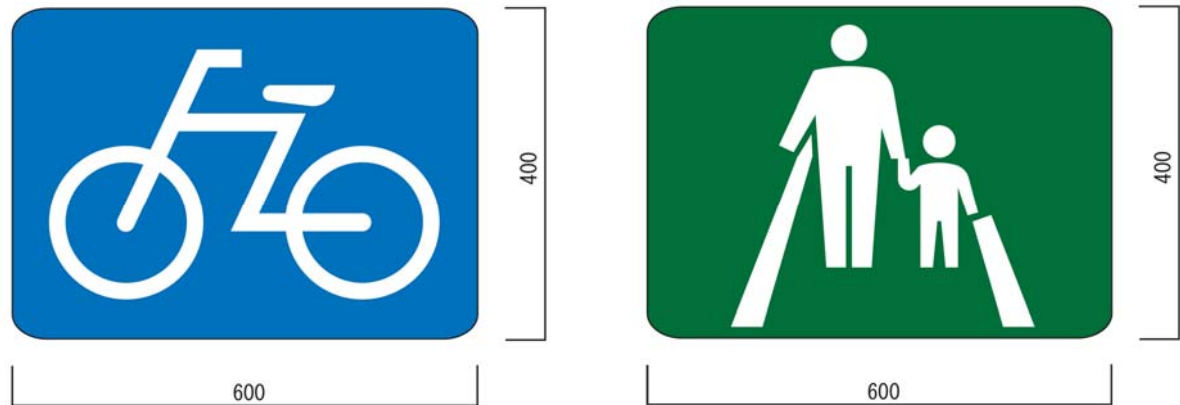


自転車歩行者道上に設置した場合

＜法定外表示：路面シートによる路面表示（歩道部のみ）＞

- ・歩道部に路面シートを採用する場合は、背景色に色を着けるものとする。自転車の背景色は、自転車通行空間をイメージしやすいように青としている。

※歩道内安全対策に用いる“自転車マーク”は、p38 に示すマークを使用することとし、形状については、正三角形の各辺が 600mm 程度となるサイズを基本とするものとする。



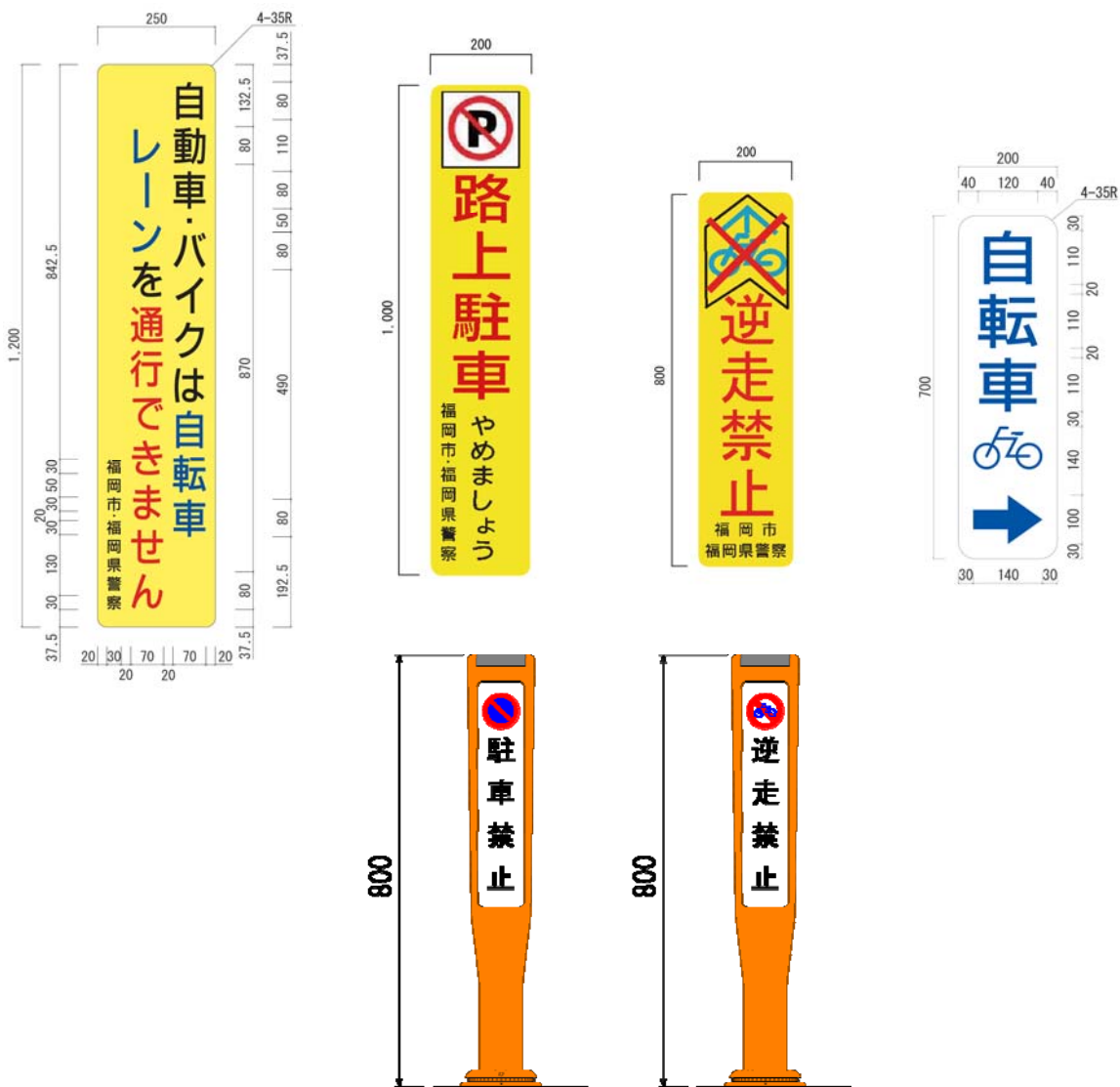
8.1.3 看板

●自転車及び自動車利用者等へ具体的な周知が必要な場合は看板を設置するものとする。

[解説]

- 表示板及び路面表示だけでは周知が難しい場合は、利用者の目に留まりやすい場所に看板を設置するものとする。また、看板の背景色は黄系色にするなど、利用者へ伝わりやすいものとする。
- ドライバーの視距を確保しなければならない場所への設置は控えるものとする。
- 設置場所及び周知内容については、交通管理者と協議の上、決定するものとする。
- 看板の設置が困難な場合は、既存の電柱等を利用し設置することが考えられるため、電柱等の所有者（九州電力など）と協議の上、設置するものとする。
- 道路状況や周知内容によって看板のデザインを変更してよいものとするが、“歩行者マーク”及び“自転車マーク”を使用する場合は、p97 に示したマークを使用するものとする。

<看板の基本例（車道の場合）>



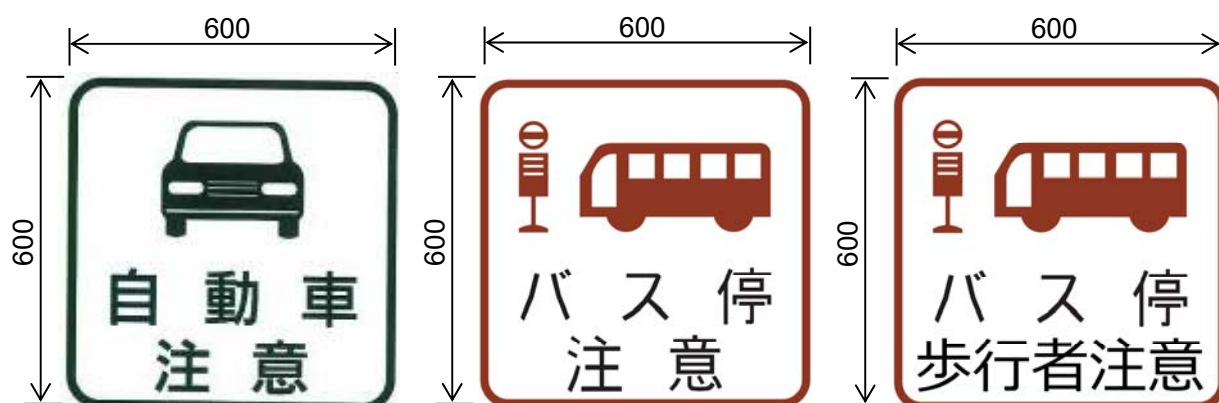
8.2 注意喚起

- 自転車利用者の安全性を向上させるため、路面に注意喚起を表示するものとする。
- 表示サイズは 600×600 を原則とするものとする。ただし、『福岡市都市サイン基本計画』と同様のデザインを使用する場合は 600×900 とするものとする。

[解説]

- ・ 自転車利用者の安全性を向上させるため、必要に応じて路面に注意喚起の表示（法定外表示）を設置するものとする。
- ・ 注意喚起の設置方法等については、8.1.2 路面表示（p99）を参照するものとするが、配色については、原則、白色ではなくカラーによるものとする。
- ・ 注意喚起は、わかりやすいデザインとするものとする。
- ・ 設置位置は、注意すべき位置の 5～10m 程度手前とするものとする。
- ・ 道路状況や交通状況に応じて、注意喚起の表示サイズを変更してよいものとする。
- ・ 『福岡市都市サイン基本計画』に示されるフォーマットを使用する場合は、以下に注意し、取り扱うものとする。

<路面に表示する注意喚起の例>



<『福岡市都市サイン基本計画』におけるフォーマット>



※『福岡市都市サイン基本計画』では、路面への表示サイズは、300×600 とされているが、自転車利用者から認識しづらい可能性があることから、本手引きでは、600×900 としている。

※背景色の CMYK カラーモデル（緑色部）は、

「C 100 M 56 Y 58 K 0」とするものとする。

※詳細については、『福岡市都市サイン基本計画』および、住宅都市局都市景観室に確認するものとする。